

『病院の経営状況について ほか』

病院の 経営状況について

一昨年4月の「号外病院だより」では、介護療養病床についてお知らせをしました。その後の状況ですが、令和2年10月1日にこの介護病床18床を一般病床へ転換し、一般病床48床としました。転換後の経営状況ですが、令和2年度は10月から、令和3年度も

表1 実繰出額

(単位：千円)

項目	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度
収益的繰出	296,671	251,469	258,625	264,030
資本的繰出	70,336	74,152	84,226	112,591
当年度純損失	9,117	0	0	0
計	376,124	325,621	342,851	376,621
地方交付税分	168,007	182,556	188,427	181,607
電源立地交付金	19,936	19,191	19,186	19,653
コロナ臨時交付金	0	0	0	19,879
実繰出額	188,178	123,874	135,238	155,482

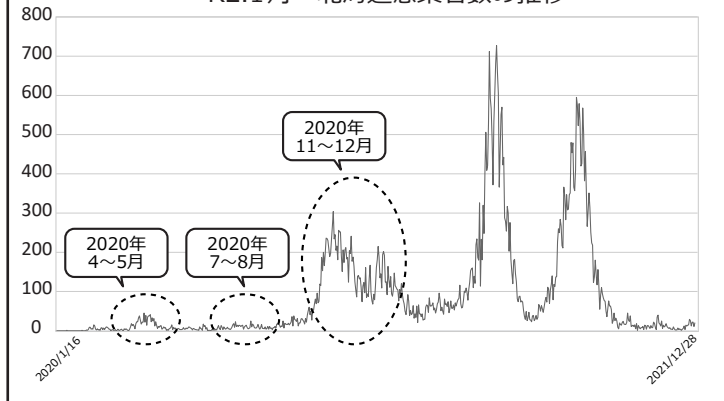
表2 外来患者数の推移

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
R2	1,089	1,068	1,302	1,197	1,217	1,259	
R1	1,188	1,233	1,167	1,321	1,291	1,137	
比較	△ 99	△ 165	135	△ 124	△ 74	122	
年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	1,936	1,799	1,302	1,001	1,115	1,355	15,640
R1	1,281	2,258	1,603	1,233	1,154	1,185	16,051
比較	655	△ 459	△ 301	△ 232	△ 39	170	△ 411

図1

R2.1月～北海道感染者数の推移



情報：NHK まとめ

途中でありますので、もう少し長い期間で見えていく必要はありますが、今回、令和2年度決算までの状況をお示ししたいと思います。号外では、実繰出額については、平成27年度と平成30年度を比較する形で掲載しておりましたが、今回はそれ以降の令和2年度分までのものについて、以下の表1のとおりとなっております。

実繰出額は、病床稼働率が最も

高い平成27年度は、1億8千万円、介護病床を休床しておりました平成30年度が1億2千万円、令和2年度が1億5千万円ほどとなっております。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として発熱外来の設置や関連医療機器への設備投資、長期処方の実施や電話再診を行ったこと、また、受診控えも、繰出額が増えた主な要因です。

受診控えについては、令和2年度の外来患者数の推移は、表2のとおりです。令和元年度と比較する形で作成しました。また、新型コロナウイルス感染症について、北海道の感染者数の推移は、図1のグラフのとおりです。

小さくて見えにくいと思いますが、道内で新型コロナウイルス患者が増加している時期、4～5月、7～8月、11～12月において、外来患者数も前年度より減っております。患者数減少の要因は他にもあると思いますが、道内での新型コロナウイルス感染症蔓延の情報も減少の一因になっているものと思います。

今後、実繰出額がさらに増えることの無いよう、引き続き、町立病院スタッフ一同、経営改善に努力して参りますので、町民皆様のご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。



患者の権利

2

みなさんは、**患者の権利**というものを聞いたことがあるでしょうか。日本国内では患者の権利を定めた包括的な法律はありません。1992年日本弁護士連合会が、「患者の権利の確立に関する宣言」というものを出しており、2019年には、法制化に向けて超党派の議員連盟が設立されているようです。世界的には、WMA（世界医師会）が、患者の権利に関するWMAリスボン宣言を出しており、他の病院のウェブサイトを見ていると患者の権利について掲げられているところがありますが、このリスボン宣言を活用し作成しているようです。この宣言の内容については、紙面の都合上、概要のみ紹介させていただきます。日本医師会が翻訳したものによりますと、構成は、序文と原則となっており、原則は11項目あります。

患者の権利

- 1 良質の医療を受ける権利
- 2 選択の自由の権利
- 3 自己決定権
- 4 意識のない患者
- 5 法的無能力の患者
- 6 患者の意思に反する処置
- 7 情報に対する権利
- 8 守秘義務に対する権利
- 9 健康教育を受ける権利
- 10 尊厳に対する権利
- 11 宗教的支援に関する権利

ご興味のある方は、一度読んでみてください。日本医師会のホームページ↓医師のみなさまへ↓国際活動の欄、世界医師会の下部リスボン宣言のところから内容を見ることができます。

患者の権利に関する
WMA リスボン宣言



救急車の適正利用

3

ぜひ、みなさんをお願いしたいことは、救急車をタクシー代わりに使わないでいただきたいということです。総務省消防庁では、救急車を呼ぶべきか迷った場合に利用できるアプリ、**全国版救急受診アプリ**（愛称「Q助」）というものを作成しております。スマートフォンをご利用の場合は、グーグルプレイ、アップルストアからダウンロードできますので、ご利用いただければと思います。内容の詳細については、総務省消防庁のホームページをご覧ください。総務省消防庁↓消防庁の役割↓消防・救急体制の充実強化下部の救急車の適正利用↓全国版救急受診アプリ（愛称「Q助」）の順に開くと詳細が現れます。なお、WEB版もありますので、お使いのパソコンからでもご利用できます。

Q助について



小児の場合については、北海道において、北海道小児救急電話相談というものを設けております。小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じるというものです。相談時間は、毎日夜7時から翌朝8時までです。電話番号は☎011（232）1599または☎8000です。詳細は北海道のホームページをご覧ください。北海道トップページ↓組織から探す↓保健福祉部↓地域医療推進局地域医療課↓救急医療↓小児救急電話相談（☎8000）↓北海道小児救急電話相談のご案内の順に開いていくと見ることが出来ます。

